-PCB 廃棄物等を保管及び製品を使用中の方へ-平成31年4月1日から山形市が中核市に移行します

平成31年4月1日より山形市が中核市へ移行することに伴い、これまで山形県が行ってきた業務の一部が山形市に移譲されます。

そのため、<u>下記に該当する</u>方は、PCB特別措置法に基づく各届出先等が<u>山形市に変更</u> となりますので、ご確認くださるようお願い申し上げます。

※山形市内にPCB廃棄物等を保管及び高濃度PCB使用製品を使用中の方。

※平成31年度からの届出先は、山形市廃棄物指導課(仮称)を予定しております。

各届出に関する詳細や様式等については、平成31年3月下旬頃に山形市ホームページ に掲載する予定です。

なお、保管及び使用場所が<u>山形市以外の場合の</u>問合せ先及び届出先は、従来通り保管及 び使用されている市町村を管轄する総合支庁環境課となります。

> -現在のお問い合わせ先-山形市ごみ減量推進課 (代)023-641-1212 内線686・697